

【事例4】住宅取得等資金の非課税を適用し暦年課税を選択する場合

私は、自分の住宅用の家屋の新築をするために、祖父から現金1,500万円の贈与を受けました。家屋は、省エネ等住宅（60ページ参照）であり、平成25年中に完成し居住を始めています。この贈与を受けた現金について住宅取得等資金の非課税（注）を適用し暦年課税により申告します。

（注）特例の概要については59ページを、チェックシート及び添付書類については38ページ及び39ページの㊹-1を参照してください。

提出用 税務署長 平成26年2月27日提出

札幌市 平成25年分贈与税の申告書 F D 4 7 2 3

住所 札幌市中央区〇〇条△丁目×番×号

フリガナ サッポロ シロウ

氏名 札幌 史郎

生年月日 350年08月08日 職業 会社員

税務署整理欄（記入しないでください。）

整理番号 申告書提出年月日 財産 事案 災害等延長期限 細目 処理 出国年月日 コード 訂正 死亡年月日 関与区分 修正

取得した財産の明細

贈与者の住所・氏名（フリガナ） 住所 札幌市中央区〇〇条△丁目×番×号 氏名 札幌 太郎 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

申告者との続柄・生年月日 続柄 申告書第一表の二のとおりのとおり

財産の取得した年月日 平成25年07月17日

財産の価額 3000000

財産の価額の合計額（課税価格） ① 3000000

配偶者控除額 ②

基礎控除額 ③ 1100000

②及び③の控除後の課税価格（①-②-③）【1,000円未満切捨て】 ④ 1900000

④に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使って計算します。） ⑤ 190000

外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。） ⑥

差引税額（⑤-⑥） ⑦ 190000

相続時精算課税分（「暦年課税分」のみ申告される方は、⑧及び⑨欄の記入の必要はありません。なお、「相続時精算課税分」の申告をされる方は、第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」を作成してください。）

特定贈与者ごとの課税価格の合計額（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑩の金額の合計額） ⑧

特定贈与者ごとの差引税額の合計額（第二表「平成 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書）」の⑪の金額の合計額） ⑨

課税価格の合計額（①+⑧） ⑩ 3000000

差引税額の合計額（納付すべき税額（⑦+⑨））【100円未満切捨て】 ⑪ 190000

農地等納税猶予税額（「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」の⑨の金額） ⑫

株式等納税猶予税額（「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）」の3の④の金額又は「株式等納税猶予税額の計算書（贈与税）（別表）」の2の②の金額） ⑬

申告期限までに納付すべき税額（⑪-⑫-⑬） ⑭ 190000

この申告書が修正申告書である場合 差引税額の合計額（納付すべき税額）の増加額（⑪-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑩） ⑮

申告期限までに納付すべき税額の増加額（⑭-第三表「平成 年分贈与税の修正申告書（別表）」の⑭） ⑯

作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 ㊹

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

通信日付印 確認者 ㊹

（資5-10-1-1-A4統一）（平25.10）

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

転記します。
（注）③④又は③⑤が0の場合には「Ⅰ暦年課税分」に記入する必要はありません。

提出用

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

署受付印

受贈者の氏名 札幌史郎

第一表の二（平成25年分用）（第一表の二は、必要な添付書類とともに申告書第一表と一緒に提出してください。）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には□にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入してください。	
☒ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。（注1）（単位は円）	
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住所 札幌市中央区△△条×丁目×番×号	札幌市中央区△△条×丁目×番×号
フリガナ サッポロ タロウ	続柄
氏名 札幌 太郎	祖父
生年月日 明・大・昭・平 10 年 5 月 10 日	
住宅取得等資金の合計額	26 1 500 000 000
贈与者の住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等
住所	
フリガナ	続柄
氏名	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	27
非課税限度額（1,200万円又は700万円）（注2）	28 1 200 000 000
平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	29
非課税限度額の残額（28-29）	30 1 200 000 000
26のうち非課税の適用を受ける金額	31 1 200 000 000
27のうち非課税の適用を受ける金額	32
非課税の適用を受ける金額の合計額（31+32） （33の金額を限度とします。）	33 1 200 000 000
28のうち課税価格に算入される金額（28-31）	34 300 000 000
29に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。	35
27のうち課税価格に算入される金額（27-32）	
30に係る贈与者の「財産の価額」欄（申告書第一表又は第二表）にこの金額を転記します。	
34又は35に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名（フリガナ）・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、34又は35の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名（フリガナ）」のみとして差し支えありません。	

（注1） 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 26・2・27 提出した税務署 札幌中 税務署

（注2） 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋（租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。）である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理番号 名簿 確認

※印欄には記入しないでください。

（資5-10-1-3-A4統一）（平25.10）

（注）「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益の通算後の金額）

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益の通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、繰越控除（純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など）を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

平成25年分贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）

「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には口にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

申告書第二表の財産の価額(35ページ参照)に転記します。

受贈者の氏名		名古屋一郎	
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。			
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。(注1) (単位は円)			
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	名古屋市北区 〇〇丁目×番	平成25年06月06日	
フリガナ ナゴヤゴロウ	続柄	住宅取得等資金の金額	
氏名 名古屋 吾郎 父		平成 年 月 日	
生年月日 明・大・昭・平 35年 3月 5日		平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	26	平成 年 月 日	
贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅取得等資金を取得した年月日	
住所		住宅取得等資金の金額	
フリガナ	続柄	平成 年 月 日	
氏名		平成 年 月 日	
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		平成 年 月 日	
住宅取得等資金の合計額	27	平成 年 月 日	
非課税限度額 (1,200万円又は700万円) (注2)	28	平成 年 月 日	
平成24年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額	29	平成 年 月 日	
非課税限度額の残額 (28-29)	30	平成 年 月 日	
26のうち非課税の適用を受ける金額	31	平成 年 月 日	
27のうち非課税の適用を受ける金額	32	平成 年 月 日	
非課税の適用を受ける金額の合計額 (31+32) (30の金額を限度とします。)	33	平成 年 月 日	
26のうち課税価格に算入される金額 (26-31) (26に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	34	平成 年 月 日	
27のうち課税価格に算入される金額 (27-32) (27に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)	35	平成 年 月 日	
③又は④に金額の記載がある場合における申告書第一表又は第二表の贈与者又は特定贈与者の「住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日」欄の記載は、④又は⑤の金額に係る贈与者又は特定贈与者の「氏名(フリガナ)」のみとして差し支えありません。			

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、平成25年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 26・2・17 提出した税務署 名古屋北 税務署

(注2) 新築若しくは取得又は増改築等をした住宅用の家屋が、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋(租税特別措置法施行令第40条の4の2第6項の規定により証明がされたものをいいます。)である場合は「1,200万円」と、それ以外の住宅用の家屋である場合は「700万円」となります。ただし、平成24年分の贈与税の申告で、住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合の非課税限度額については、これらの金額と異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

※ 税務署整理欄 整理番号 名簿 確認

※印欄には記入しないでください。

(資5-10-1-3-A4統一)(平25.10)

(注) 「合計所得金額」とは、次の①と②の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。

※ 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除前の所得金額の合計額を加算した金額です。

① 事業所得、不動産所得、利子所得、給与所得、総合課税の配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額(損益の通算後の金額)

② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額(損益の通算後の金額)の2分の1の金額

ただし、繰越控除(純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除など)を受けている場合は、その適用前の金額をいいます。

- 新たに相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表、第一表の二（「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人のみ）及び第二表に加えて、「相続時精算課税選択届出書」（74 ページ参照）の提出が必要となります。
- 申告書第二表は、特定贈与者（5 ページの 3（注 2）参照）ごとに作成します。

平成 25 年分贈与税の申告書（相続時精算課税の計算明細書） FD 4 7 3 2

税務署受印

受贈者の氏名 名古屋 一郎

提出用

次の特例の適用を受ける場合には、☐ の中にレ印を記入してください。

☒ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定による相続時精算課税選択の特例の適用を受けます。（単位は円）

特定贈与者の住所・氏名（フリガナ） 申告者との続柄・生年月日	左の特定贈与者から取得した財産の明細				財産を取得した年月日	
	種類	細目	利用区分・銘柄等	数量	単価	財産の価額
住所	現金・ 預貯金等	現金 (住宅取得等資金)				平成 25 年 06 月 06 日
フリガナ ナゴヤゴロウ 氏名 名古屋 吾郎	申告書第一表の二のとおし					平成 25 年 00 月 00 日
続柄						平成 25 年 00 月 00 日
生 年 月 日 25 年 06 月 06 日						平成 25 年 00 月 00 日
----- 明治 1 、大正 2 、昭和 3 、平成 4						平成 25 年 00 月 00 日
財産の価額の合計額（課税価格）					⑰	25000000
過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額（最高2,500万円）					⑱	25000000
特別控除額の残額（2,500万円－⑱）					⑲	25000000
特別控除額（⑰の金額と⑲の金額のいずれか低い金額）					⑳	25000000
翌年以降に繰り越される特別控除額（2,500万円－㉑－㉒）					㉑	25000000
㉑の控除後の課税価格（㉑－㉒）【1,000円未満切捨て】					㉒	25000000
㉒に対する税額（㉒×20%）					㉓	5000000
外国税額の控除額（外国にある財産の贈与を受けた場合で、外国の贈与税を課せられたときに記入します。）					㉔	00000000
差引税額（㉓－㉔）					㉕	50000000

上記の特定贈与者からの贈与により取得した財産に係る過去の相続時精算課税分の贈与税の申告状況	申告した税務署名	控除を受けた年分	受贈者の住所及び氏名（「相続時精算課税選択届出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。）
署	平成 年分		
署	平成 年分		
署	平成 年分		
署	平成 年分		

※ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

※ 税務署整理欄

整理番号 25000000

名簿 25000000

届出番号 25000000

財産細目コード 25000000

確認 25000000

※印欄には記入しないでください。 （資 5-10-2-1-A 4 統一）（平25.10）

「相続時精算課税選択の特例」の適用を受ける場合には、☐ にレ印を記入します。

記入もれが多い箇所ですので注意してください。

申告書第一表の二の③④（34 ページ参照）から転記します。

申告書第一表の⑧（33 ページ参照）に転記します。

申告書第一表の⑨（33 ページ参照）に転記します。

税務署受付印

平成 26 年 2 月 17 日

名古屋北 税務署長

相 続 時 精 算 課 税 選 択 届 出 書

〇「相続時精算課税選択届出書」は、必要な添付書類とともに申告書第一表及び第二表と一緒に提出してください。

受 贈 者	住 所 又は 居 所	〒XXXX-XXXX 電話(XXX-XXXX-XXXX) 名古屋市北区〇〇丁目×番×号	
	フリガナ	ナゴヤ イチロウ	
	氏 名 (生年月日)	名古屋 一郎 (大・昭・平 60 年 1 月 1 日)	
	特定贈与者との続柄	長男	

私は、下記の特定贈与者から平成 25 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第 21 条の 9 第 1 項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は居所	名古屋市北区〇〇丁目×番×号
フリガナ	ナゴヤ ゴロウ
氏 名	名古屋 吾郎
生年月日	明・大・昭・平 35 年 3 月 5 日

2 年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合

推定相続人となった理由	
推定相続人となった年月日	平成 年 月 日

3 添付書類

次の (1) ～ (4) の全ての書類が必要となります。
 なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。
 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✓印を記入してください。)

(1) ☒ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
 ① 受贈者の氏名、生年月日
 ② 受贈者が特定贈与者の推定相続人であること

(2) ☒ 受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(3) ☒ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類

(4) ☒ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類 (特定贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありません。)

(注) 1 租税特別措置法第 70 条の 3 (特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例) の適用を受ける場合には「平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類」となります。
 2 (3) の書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合で、特定贈与者が 65 歳に達した時以後 (租税特別措置法第 70 条の 3 の適用を受ける場合を除きます。) 又は平成 15 年 1 月 1 日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4) の書類の添付を要しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に加算されます (この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)

作成税理士

印

電話番号

※	税務署整理欄	届 出 番 号	—	名 簿					確 認
---	--------	---------	---	-----	--	--	--	--	-----

※印欄には記入しないでください。 (資 5 - 42 - A 4 統一) (平 25.10)

「25」と記入してください。

平成 25 年中に特定贈与者 (5 ページの 3 (注 2) 参照) の推定相続人となった場合以外は記入する必要はありません。

○ 住宅取得等資金の贈与の特例に係るチェックシート及び添付書類の区分

下に掲げる表の区分に応じて使用するチェックシートが異なります。

なお、各特例のチェックシートの裏面には、その適用に必要な書類の一覧が記載されています。

また、「**㊤住宅取得等資金の非課税**」の概要については 59 ページを、「**㊦相続時精算課税選択の特例**」の概要については 63 ページを、「**㊧震災に係る住宅取得等資金の非課税**」の概要については 73 ページを参照してください。

適用を受けようとする特例の種類 住宅用の家屋の取得等の態様	㊤ 住宅取得等資金の非課税 〔非課税限度額〕 1,200 万円又は 700 万円	㊦ 相続時精算課税選択の特例 〔贈与者が 65 歳未満であっても相続時精算課税を選択できる特例〕	㊧ 震災に係る住宅取得等資金の非課税 〔東日本大震災により被害を受けられた場合の特例〕 〔非課税限度額〕 1,500 万円又は 1,000 万円
新築 〔請負契約（注文住宅）などにより住宅用の家屋を新築した場合〕	㊤－1 (38 ページへ)	㊦－1 (42 ページへ)	㊤－1 ＋ ㊧－1 (38、46 ページへ)
取得 〔建売住宅や分譲マンションを売買契約などにより住宅用の家屋として購入した場合〕			
増改築等 〔住宅用の家屋に対して増築又は改築などの工事をした場合〕	㊤－2 (40 ページへ)	㊦－2 (44 ページへ)	㊤－2 ＋ ㊧－2 (40、48 ページへ)

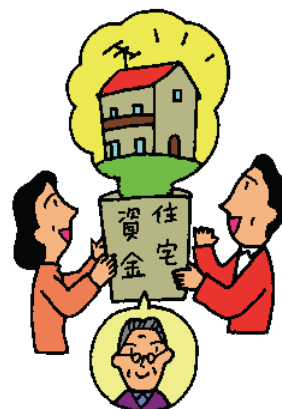
(注)1 「新築」には、平成 26 年 3 月 15 日において屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

2 「増改築等」には、平成 26 年 3 月 15 日において増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態にあるものが含まれます。

3 「取得」の場合には、上記 1 の状態にあるものが含まれませんので、贈与を受けた住宅取得等のための金銭を建売住宅又は分譲マンションの取得の対価に充てている場合でも、平成 26 年 3 月 15 日までにその引渡しを受けていなければなりません。

4 非課税限度額については、平成 24 年分の贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けている場合には、上記の金額と異なる場合があります。詳しくは税務署にお尋ねください。

5 住宅取得等資金の非課税（㊤又は㊧）と相続時精算課税選択の特例（㊦）とを併用して適用する場合は、それぞれの特例用のチェックシートによりチェック項目や添付書類を確認する必要があります。



平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **A-1 新築又は取得用**

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「11」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 また、平成 23 年分又は平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 (注) 1 平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、その非課税限度額 (1,000 万円) から平成 23 年分及び平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。 2 平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人（(注) 1 に掲げる人を除きます。）は、その非課税限度額 (1,500 万円又は 1,000 万円) から平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
7	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 39 ページの「添付書類一覧 A-1」の「No. 6・7・8」に掲げる書類により証明されたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

9	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
10	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

11	【平成 25 年分の贈与税の申告で初めて「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧 A-1」の「No. 11」に掲げる書類により証明されたもの（以下「省エネ等住宅」といい、「省エネ等住宅」以外の住宅用の家屋を、以下「一般住宅」といいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒	1,200 万円
		いいえ⇒	700 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で省エネ等住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	は い⇒	1,500 万円
		いいえ⇒	700 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で一般住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	は い⇒	1,200 万円
		いいえ⇒	1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

受贈者の氏名：フリガナ

平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **①-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、38 ページのチェックシート①-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 24 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の新築の工事の請負契約書や売買契約書など、新築に係る契約又は取得の相手方 （新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。）を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	☐
6 ・ 7 ・ 8	【平成 26 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ① 登記事項証明書 （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 ② 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（取得した家屋が、チェックシート①-1 の「8」の③のみに該当する場合に必要なります。） （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の前日 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の前日 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得した家屋について交付されたもので、その保険契約がその家屋の取得の前日 2 年以内に締結されたものに限りします。	☐
	【平成 26 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。） ③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

9 ・ 10	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	☐
	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

○「非課税限度額」に関する事項

11	【新築又は取得した住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成 26 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書 （注）1 ①の書類は、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合には、その家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 ②の書類は、住宅用の家屋の新築又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得の場合にあつては省エネルギー対策等級が等級 4 又は耐震等級が等級 2 若しくは 3 若しくは免震建築物であるものに限り、建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得の場合にあつてはその家屋の取得の前日 2 年以内又は取得の日以降に評価されたもので耐震等級が等級 2 若しくは 3 又は免震建築物であるものに限りします。	☐
	【平成 26 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 新築をした住宅用の家屋の工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **④-2 増改築等用**

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合（「12」のチェック項目は除きます。）には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子、孫（直系卑属）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ
3	あなたの、平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額は、2,000 万円以下ですか。	は い	いいえ
4	あなたは、平成 21 年分から平成 23 年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 また、平成 23 年分又は平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがありますか。 (注) 1 平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人は、その非課税限度額（1,000 万円）から平成 23 年分及び平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。 2 平成 24 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人（（注）1 に掲げる人を除きます。）は、その非課税限度額（1,500 万円又は 1,000 万円）から平成 24 年分の贈与税の申告でその適用を受けた金額を控除した残額について「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けられる場合があります。	いいえ	は い

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
6	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供している住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
7	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 m ² 以上 240 m ² 以下で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	は い	いいえ
8	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 41 ページの「添付書類一覧④-2」の「No.8」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
9	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものです。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

10	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
11	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項

12	【平成 25 年分の贈与税の申告で初めて「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41 ページの「添付書類一覧④-2」の「No.12」に掲げる書類により証明されたもの（以下「省エネ等住宅」といい、「省エネ等住宅」以外の住宅用の家屋を、以下「一般住宅」といいます。）ですか。	【非課税限度額】	
		は い⇒	1,200 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で省エネ等住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	いいえ⇒	700 万円
		は い⇒	1,500 万円
	【平成 24 年分の贈与税の申告で一般住宅に係る「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】 あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、省エネ等住宅ですか。	は い⇒	1,200 万円
		いいえ⇒	1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 25 年分「住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **A-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No.」は、40 ページのチェックシートA-2の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 贈与者が受贈者の直系尊属に該当すること	☐
3	○ 源泉徴収票 など平成 25 年分の所得税に係る合計所得金額を明らかにする書類（所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は、その提出した年月日及び税務署名を「申告書第一表の二」に記入することにより、別途「合計所得金額を明らかにする書類」を提出する必要はありません。）	☐
4	平成 21 年分から平成 24 年分までの贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

5	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書など増改築等に係る契約の相手方 （その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） を明らかにする書類	☐
6 ・ 7	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 【平成 26 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限りす。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
8	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	
9	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 などでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又は その写し	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

10 ・ 11	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写し など （注） 増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りす。	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
---------------	--	--	--------------------------

○「非課税限度額」に関する事項

12	【増改築等をした住宅用の家屋が省エネ等住宅である場合のみチェックしてください。】 【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げる いずれか の書類 ① 住宅性能証明書 ② 建設住宅性能評価書の写し ③ 増改築等工事証明書 （注） ③の書類は、増改築等に係る工事が住宅用の家屋を省エネ等住宅の基準に適合させるためのものであることについて証明されたものに限りす。	【平成 26 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ○ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
----	---	---	--------------------------

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ⑧-1 新築又は取得用

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

該当する回答を○で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	新築又は取得した住宅用の家屋は、あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき新築（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、又はこれらの人から取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供する（供している）住宅用の家屋の新築（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）又は取得（その敷地の用に供されている土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の新築の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）又は住宅用の家屋を取得していますか。 (注) 「新築の工事の完了に準ずる状態」とは、屋根（その骨組みを含みます。）を有し、土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
5	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
6	【住宅用の家屋を「取得」した人のみ記入してください。】 取得した住宅用の家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 建築後使用されたことのないもの ② 建築後使用されたことのあるもので、その取得の日以前 20 年以内（耐火建築物の場合は 25 年以内）に建築されたもの (注) 耐火建築物とは、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造などのものをいいます。 ③ 建築後使用されたことのあるもので、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 43 ページの「添付書類一覧⑧-1」の「No. 4・5・6」に掲げる書類により証明されたもの	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

7	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
8	既に新築又は取得をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **⑧-1 新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1 ～ 8」は、42 ページのチェックシート⑧-1 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の新築又は取得をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類	
・	① 受贈者の氏名、生年月日	□
2	② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の新築の工事の請負契約書や売買契約書など、新築に係る契約又は取得の相手方 （新築又は取得に係る住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等の取得の相手方を含みます。） を明らかにする書類 （注） 上記の内容が登記事項証明書で明らかになる場合は、登記事項証明書で差し支えありません。	□
4 ・ 5 ・ 6	【平成 26 年 3 月 15 日までに新築の工事が完了又は取得している場合】 ① 登記事項証明書 （注）1 取得をした建築後使用されたことのある住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積及び築年数が明らかでないときには、それらを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の新築又は取得のための金銭により、その新築又は取得をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる又は供されている土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 ② 耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類（取得した家屋が、チェックシート⑧-1 の「6」の③のみに該当する場合に必要となります。） （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りします。 2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限りします。 3 「既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類」は、平成 25 年 4 月 1 日以後に取得した家屋について交付されたもので、その保険契約がその家屋の取得の日前 2 年以内に締結されたものに限りします。	□
	【平成 26 年 3 月 15 日において新築の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 新築に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 新築に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定年月の記載があるものに限りします。） ③ 新築をした住宅用の家屋を居住の用に供したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	

○「受贈者の居住」に関する事項

7 ・ 8	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の住民票の写し （注） 新築又は取得をした住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、その住宅用の家屋の所在場所が本人の住所として記載されているものに限りします。	
	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の新築又は取得後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 新築又は取得をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	□

◎ その他に必要な添付書類

9	○ 相続時精算課税選択届出書	□
10	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類	□
11	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	□
12	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注） 贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	□

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」のチェックシート ⑥-2 増改築等用

このチェックシートは、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」を適用することができるかどうかについて主なチェック項目を示したものです。回答欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

該当する回答を○
で囲んでください。

○「受贈者」に関する事項

1	あなたは、贈与を受けた時において贈与者の子である推定相続人（子が亡くなっているときには孫を含みます。）ですか。	は い	いいえ
2	あなたは、平成 5 年 1 月 2 日以前に生まれた人ですか。	は い	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	あなたの配偶者、親族など特別の関係がある人との契約に基づき住宅用の家屋の増改築等（これらの人からのその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をしたものですか。	いいえ	は い
4	平成 26 年 3 月 15 日までにあなたの居住の用に供している住宅用の家屋の増改築等（その敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含みます。）をし、贈与を受けた金銭の全額をその対価に充てましたか。 また、平成 26 年 3 月 15 日までに住宅用の家屋の増改築等の工事が完了（その工事の完了に準ずる状態を含みます。）していますか。 (注) 「増改築等の工事の完了に準ずる状態」とは、増築又は改築部分の屋根（その骨組みを含みます。）を有し、既存の家屋と一体となって土地に定着した建造物として認められる時以後の状態をいいます。	は い	いいえ
5	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。 (参考) 「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける場合には、適用対象となる家屋の床面積に上限（240 ㎡以下）がありますのでご注意ください。	は い	いいえ
6	増改築等に係る工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、一定の工事に該当することにつき 45 ページの「添付書類一覧⑥-2」の「No.6」に掲げる書類により証明されたものですか。	は い	いいえ
7	増改築等に係る工事に要した費用の額は 100 万円以上ですか。 また、増改築等の工事に要した費用の額の 2 分の 1 以上が、あなたの居住の用に供する部分の工事に要したものですか。	は い	いいえ

○「受贈者の居住」に関する事項

8	贈与を受けた時に、あなたの住所は日本国内にありましたか。 (注) 日本国内に住所を有しない人であっても、次のいずれかに該当する場合には、「はい」を○で囲んでください。 a 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有しており、かつ、あなた又は贈与者がその贈与前 5 年以内に日本国内に住所を有していたことがあること。 b 贈与を受けた時にあなたが日本国籍を有せず、かつ、その贈与を受けた時に贈与者が日本国内に住所を有していたこと（※）。 ※ b は、平成 25 年 4 月 1 日以後の贈与から適用されます。	は い	いいえ
9	既に増改築等をした住宅用の家屋に居住していますか。又は、平成 26 年 12 月 31 日までに遅滞なくその家屋に居住する見込みですか。	は い	いいえ

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 25 年分「相続時精算課税選択の特例」の添付書類一覧 **⑧-2 増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「相続時精算課税選択の特例」の適用を受けるための添付書類等を確認する際に使用してください（「No. 1～9」は、44 ページのチェックシート⑧-2 の番号に対応しています。）。

なお、この添付書類一覧は、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1 ・ 2	○ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本 などで、次の内容を証する書類 ① 受贈者の氏名、生年月日 ② 受贈者が贈与者の推定相続人であること	☐

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項

3	○ 住宅用の家屋の増改築等に係る工事の請負契約書など増改築等に係る契約の相手方 （その敷地の用に供されることとなる土地等の取得の相手方を含みます。） を明らかにする書類	☐
4 ・ 5	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 登記事項証明書 （注）1 増改築等をした住宅用の家屋で、登記事項証明書によって床面積が明らかでないときには、それを明らかにする書類も必要です。 2 贈与を受けた住宅用の家屋の増改築等のための金銭により、その増改築等をした住宅用の家屋の敷地の用に供されることとなる土地等を取得したときには、その「土地等に関する登記事項証明書」も併せて提出してください。 【平成 26 年 3 月 15 日において増改築等の工事が完了に準ずる状態にある場合】 ① 増改築等に係る工事の請負契約書などでその家屋が住宅用の家屋に該当すること及び床面積を明らかにする書類又はその写し ② 増改築等に係る工事を請け負った建設業者などの住宅用の家屋が工事の完了に準ずる状態にあることを証する書類（工事の完了予定日の記載があるものに限ります。） ③ 増改築等に係る工事が完了したときは遅滞なく左記に掲げる書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐
6	【平成 26 年 3 月 15 日までに増改築等の工事が完了している場合】 ○ 次に掲げるいずれかの書類 ① 確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	☐
7	○ 増改築等に係る 工事の請負契約書 などでその増改築等をした年月日並びにその増改築等に係る工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの又は その写し	☐

○「受贈者の居住」に関する事項

8 ・ 9	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住した人】 ○ 受贈者の戸籍の附票の写しなど （注）増改築等後の住宅用の家屋に居住した日以後に作成されたもので、あなたが、その増改築等前にその住宅用の家屋に居住していたこと及びその増改築等後にその住宅用の家屋に居住していることを明らかにする書類に限りません。	☐
	【平成 26 年 3 月 15 日までに居住していない人】 ① 住宅用の家屋の増改築等後直ちに居住の用に供することができない事情及び居住の用に供する予定時期を記載した書類 ② 増改築等をした住宅用の家屋を遅滞なく居住の用に供すること及び居住の用に供したときには遅滞なく左記の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類	☐

◎ その他に必要な添付書類

10	○ 相続時精算課税選択届出書	☐
11	○ 受贈者の戸籍の附票の写し などで、受贈者が 20 歳に達した時以後又は受贈者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類（上記「No. 8・9」に掲げる書類により証されている場合は、重ねて提出する必要はありません。）	☐
12	○ 贈与者の住民票の写し などで、贈与者の氏名、生年月日を証する書類	☐
13	○ 贈与者の戸籍の附票の写し などで贈与者の平成 15 年 1 月 1 日以後の住所又は居所を証する書類 （注）贈与者の住民票の写しを添付する場合で、平成 15 年 1 月 1 日以後、贈与者の住所に変更がないときは、贈与者の戸籍の附票の写しなどを提出する必要はありません。	☐

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート **㉔-1** **新築又は取得用**

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての**震災特例法固有のチェック項目**を示したものです。

38 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」（以下「チェックシート㉔-1」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、8③（注）、11」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「8」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

なお、このチェックシートは、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

（注）「チェックシート㉔-1」の「8③」のみに該当する人は、「チェックシート㉔-1」の「8③」の要件に替えて、このチェックシートの「7」の要件となります。

該当する回答を○
で囲んでください。

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によつては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です）。 [家屋の所在地：] [損壊の程度：] [居住の用に供した日：平成 年 月 日] 又は [居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日] （注）「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-1」の「6」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記 1 の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成 25 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間ですか。	はい	いいえ
3	【上記 1 の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後 3 か月を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成 23 年 3 月 11 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
5	【平成 22 年 1 月 1 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成 23 年 12 月 31 日（平成 23 年 1 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成 24 年 12 月 31 日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 [家屋の所在地：] [申告した税務署名： 税務署]	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の新築又は取得」に関する事項（「チェックシート㉔-1」の「7、8③」に替わる要件）

6	新築又は取得をした住宅用の家屋は日本国内にあり、登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は 50 ㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の 2 分の 1 以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
7	【取得した家屋が「チェックシート㉔-1」の「8①」と「8②」のいずれにも該当しない人のみ記入してください。】 取得した建築後使用されたことのある住宅用の家屋は、地震に対する安全性に係る基準に適合するものとして 47 ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No. 7」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい	いいえ

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-1」の「11」に替わる要件）

8	【平成 25 年分の贈与税の申告で初めて、又は、平成 24 年分の贈与税の申告から引き続き、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】	【非課税限度額】
	あなたが新築又は取得をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、39 ページの「添付書類一覧㉔-1」の「No. 11」に掲げる書類により証明されたものですか。	はい⇒1,500 万円 いいえ⇒1,000 万円
	【平成 23 年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】	⇒ 1,000 万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ
受贈者の氏名：

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-1** **新築又は取得用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・8、7（注）」は、46 ページの「平成 25 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-1」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、39 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-1」の「No.1～11」（「No.6・7・8㉔」を除きます。）に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の新築又は取得をした人**を対象としています。

（注） No.7 の書類は、取得した家屋が「チェックシート㉔-1」の「8㉔」と「8㉔」のいずれにも該当しない人のみ必要となります。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
4 ・ 5 ・ 8	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐
7	○ 耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し （注）1 「耐震基準適合証明書」は、その家屋の取得の日前 2 年以内にその証明のための家屋の調査が終了したものに限りま す。 2 「住宅性能評価書の写し」は、その家屋の取得の日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級に係る評価が等級 1、2 又は 3 であるものに限ります。	☐

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」のチェックシート ㉔-2 増改築等用

このチェックシートは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）による住宅取得等資金の非課税（以下「震災に係る住宅取得等資金の非課税」といいます。）の適用に当たっての震災特例法固有のチェック項目を示したものです。

40 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」（以下「チェックシート㉔-2」といいます。）の「住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人に対するチェック項目についての回答欄の左側のみに○があり（「4、7、12」のチェック項目は除きます。）、かつ、このチェックシートの回答欄の左側のみに○がある場合（「7」のチェック項目は除きます。）には、原則として「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けることができます。

該当する回答を○で囲んでください。

なお、このチェックシートは、住宅用の家屋の増改築等をした人を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

1	あなたの居住の用に供していた又は居住の用に供しようとしていた家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）していること。 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していること（①に該当する人を除きます。）。 ※ 上記①又は②の家屋について、次の欄に必要事項を記載してください（該当しない箇所は空欄のままで結構です。）。 〔家屋の所在地： 〕 〔損壊の程度： 〕 〔居住の用に供した日：平成 年 月 日 又は 居住の用に供しようとしていた日：平成 年 月 日〕 （注）「家屋」は、新築の工事の完了に準ずる状態（「チェックシート㉔-1」の「6」の（注）参照）にあるものを含み、自己所有（持ち家）か他人所有（賃貸等）かを問いません。	はい	いいえ
2	【上記1の①に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、平成25年1月1日から同年12月31日までの間ですか。	はい	いいえ
3	【上記1の②に該当する人のみ記入してください。】 あなたが贈与を受けたのは、警戒区域設定指示等が行われた日から警戒区域設定指示等が解除された日以後3か月を経過する日までの間ですか。	はい	いいえ
4	あなたは、平成23年3月11日から平成25年12月31日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けましたか又は受けますか。	いいえ	はい
5	【平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与を受けた金銭について「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人のみ記入してください。】 適用を受けた「住宅取得等資金の非課税」の適用対象となった家屋は、次のいずれかに該当しますか。 ① 適用対象となった家屋が、東日本大震災により滅失したことによって居住の用に供することができなくなったこと。 ② 適用対象となった家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していたことによって平成23年12月31日（平成23年1月1日から同年3月10日までの間に直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた人は、平成24年12月31日）までに居住の用に供することができなくなったこと。 ※ 適用を受けた家屋について、次の欄に必要事項を記載してください。 〔家屋の所在地： 〕 〔申告した税務署名： 税務署〕	はい	いいえ

○「住宅用の家屋の増改築等」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「7」に替わる要件）

6	増改築等をした住宅用の家屋は日本国内にあり、増改築等後の住宅用の家屋の登記簿上の床面積（区分所有建物の場合はその専有部分の床面積）は50㎡以上で、かつ、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分があなたの居住の用に供されるものですか。	はい	いいえ
---	---	----	-----

○「非課税限度額」に関する事項（「チェックシート㉔-2」の「12」に替わる要件）

7	【平成25年分の贈与税の申告で初めて、又は、平成24年分の贈与税の申告から引き続き、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受ける人】	【非課税限度額】
	あなたが増改築等をした住宅用の家屋は、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅用の家屋であることにつき、41ページの「添付書類一覧㉔-2」の「No.12」に掲げる書類により証明されたものです。	はい⇒1,500万円 いいえ⇒1,000万円
	【平成23年分の贈与税の申告で「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けた人】	⇒ 1,000万円

平成 年 月 日

受贈者の住所：

フリガナ 受贈者の氏名：

平成 25 年分「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の添付書類一覧 **㉔-2** **増改築等用**

この添付書類一覧は、平成 25 年中に贈与を受けた金銭に対して、「震災に係る住宅取得等資金の非課税」の適用を受けるための**震災特例法固有の添付書類等**を確認する際に使用してください（「No.1、4・5・7」は、48 ページの「平成 25 年分『震災に係る住宅取得等資金の非課税』のチェックシート㉔-2」の番号に対応しています。）。

また、申告に際しては、下記の震災特例法固有の添付書類等に加え、41 ページの「平成 25 年分『住宅取得等資金の非課税』の添付書類一覧㉔-2」の「No.1～12」に掲げる書類を提出する必要があります。

なお、この添付書類一覧は、**住宅用の家屋の増改築等をした人**を対象としています。

○「受贈者等」に関する事項

No.	添 付 書 類 等	チェック欄
1	次の区分に応じたそれぞれに掲げる書類 ① 家屋が、東日本大震災により滅失（通常の修繕によっては原状回復が困難な損壊を含みます。以下同じです。）している人 イ 市町村長又は特別区の区長の証明書などで住宅用の家屋が東日本大震災により滅失をしたことを明らかにするもの ロ その住宅用の家屋が滅失をした日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ハ その他参考となるべき事項を記載した書類 ② 家屋が、警戒区域設定指示等が行われた日においてその警戒区域設定指示等の対象区域内に所在している人（①に該当する人を除きます。） イ 警戒区域設定指示等が行われた日以後に作成された住民票の写しなどでその住宅用の家屋を居住の用に供していたこと又は供しようとしていたことを明らかにするもの ロ その他参考となるべき事項を記載した書類	☐
4・5・7	平成 22 年分以降の贈与税の申告書の控えなどで確認してください。 （注） 添付書類として提出する必要はありません。	☐